

1 技術提案書を提出する者に必要な資格

（１）入札に参加する者は、入札参加表明書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、下表の項目をすべて満たさなければならない。

参 加 資 格	共通 （１）公告日において熊本県設計・測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格のうち、建築一般業務の入札参加資格を有すること。 （２）「建築士法」（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 （３）「地方自治法施行令」（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。 （４）建築設計事務所２者で構成される設計共同企業体であること。 共同企業体の構成員は他の共同企業体の構成員として本業務に参加しないこと。 （５）共同企業体の各構成員は、優れた技術を有する分野を分担するものとし、また、構成員間の調整を密に行うこと。 （６）設計共同企業体の全ての構成員が、熊本県及び本学の指名停止処分を受けていないこと。 （７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、（２）に掲げる入札参加者資格に係る随時の審査を受け、競争入札参加者資格認定通知書を受けていること。公告日において熊本県設計・測量・建設コンサルタント等業務のうち、建築一般業務の入札参加資格を有すること。 （８）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。）。 - ア 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。 （ア）会社法第２条第４号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合 （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 - イ 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。 （ア）一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合 （イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合 - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
	代表構成員 （１）共同企業体の代表者（以下「代表構成員」という。）は、九州地域内に営業所（本店を含む。）を有する建築設計事務所であること。 （２）共同企業体は２者で結成し、出資比率は５０％を超え７０％以下であること。 （３）配置予定の技術者は全て公告日以前３カ月以上の恒常的雇用関係にあること。 （４）公告日以前１０年以内（※１）に設計が完了した同種業務（※２）の実績を有すること。
	代表者以外の構成員 （１）共同企業体の代表者以外の構成員は、熊本県内に本店を有する建築設計事務所であること。 （２）共同企業体は２者で結成し、出資比率は３０％以上、５０％未満であること。 （３）配置予定の技術者は全て公告日以前３カ月以上の恒常的雇用関係にあること。 （４）公告日以前１０年以内（※１）に設計が完了した建築物（用途は問わない。）の新築、増築又は改築に係る設計（実施設計業務を含む業務で単独又は構成員としての実績で、当該設計対象

	工事部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。)をした実績を有すること(ただし、日本国内の実績に限るものとする。))。
	管理技術者 (1) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士(以下「一級建築士」という。)で、一級建築士資格取得後5年以上の実務経験を有すること。 (2) 共同企業体の代表者の組織に属していること。 (3) 公告日以前10年以内(※1)に設計が完了した類似業務(※3)の実績を有すること(ただし、日本国内の実績に限るものとする。))。
	建築主任技術者 (1) 一級建築士で、一級建築士資格取得後2年以上の実務経験を有すること。 (2) 共同企業体の代表者又は代表者以外の構成員の組織に属していること。
	※1 公告日以前10年以内とは、平成27年(2015年)10月1日から令和7年(2025年)9月30日までの間とする。 ※2 同種業務とは、大学(※4)の新築、増築又は改築に係る設計(実施設計業務を含む業務で単独又は代表構成員としての実績で、当該用途の設計対象工事部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。)をした実績を有すること(ただし、日本国内の実績に限るものとする。))。 ※3 類似業務とは、学校等(※5)の新築、増築又は改築に係る設計(実施設計業務を含む業務で単独又は代表構成員としての実績で、当該用途の設計対象工事部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。)をした実績を有すること(ただし、日本国内の実績に限るものとする。))。 ※4 大学とは、学校教育法第1条に規定する大学をいう。 ※5 学校等とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校をいう。

(2) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者は、別表「建設コンサルタント業務総合評価方式における評価基準」の評価項目「企業及び予定技術者の技術力について」の評価基準及び配点により5者程度選定する。

(3) 非選定理由に関する事項

- ①参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面により通知する。
- ②上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は任意)により、非選定理由について説明を求めることができる。
- ③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- ④非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ア 受付場所：入札公告に示す入札・契約担当部局の入札・契約担当まで持参すること。
 - イ 受付時間：午前9時から午後5時まで

2 総合評価に関する事項

(1) 総合評価に関する事項

総合評価は、入札価格に基づいて算定した評価点(以下「価格評価点」という。)と入札者の技術提案等の技術力から算定した評価点(以下「技術評価点」という。)の合計点(以下「評価値」という。)をもって行う。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点 = $50 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

技術評価点 (技術評価の合計点、満点は100点)

(2) 評価に関する基準

(1)の技術評価点の評価項目、評価基準及び配点は、別表「建設コンサルタント業務総合評価方式における評価基準」のとおりとする。

3 公募型指名方式に関する入札参加表明書等の提出書類

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書 (別記様式第1-1号)	1 参加表明書の提出日を記載すること。 2 住所、商号又は名称及び代表者を記載すること。 3 当該業務に係る手続開始の公告の2の「技術提案書を提出する者に必要な資格」を有していることを確認し、本書及び参加資格等資料の記載事項は事実と相違ないことを誓約すること。 4 委託業務名を記載すること。 5 連絡先(所属等、担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)を記載すること。
共同企業体構成員等届 (別記様式第1-2号)	1 参加表明書に添付すること。 2 共同企業体を構成する2者それぞれの住所、商号又は名称及び代表者を記載すること。 3 共同企業体協定書(写し)を添付すること。
委任状 (別記様式第1-3号)	1 参加表明書に添付すること。 2 受任者の使用印鑑を押印すること。
参加資格等資料 (別記様式第2号)	1 記載書式はA4縦(横書き)とすること。 2 参加表明書に添付すること。
企業の評価に関する事項 (別記様式第4号) ア 業務実績	1 記載書式はA4縦(横書き)とし、1枚にまとめること。 2 同種業務とは、「2技術提案書を提出する者に必要な資格 ※2」による。 3 同種相当業務とは、別表「建設コンサルタント業務総合評価方式における評価基準 ※6」による。 4 類似業務とは、「2技術提案書を提出する者に必要な資格 ※3」による。 5 「業務概要」には、同種業務、同種相当業務又は類似業務であることが判断できる内容(用途、新增改築の別、工事規模等)を具体的に記載すること。 6 業務内容、業務名、契約金額、発注者、受託者、履行期間、管理技術者、担当技術者の氏名、建築確認等が分かる書類を添付すること。 7 添付書類で同種業務、同種相当業務又は類似業務であることが確認できない場合は、申請した業務を評価しない。 8 実績は、業務を元請けとして受注したもので過去10カ年に完了したものに限る。 9 業務実績については、代表構成員、代表者以外の構成員それぞれ別葉に作成すること。 10 代表者以外の構成員は、参加資格となる業務実績を必ず記載すること。
配置予定技術者の評価に関する事項 (別記様式第5号) ア 資格 イ 業務の経験 ウ 地域精通度	1 配置予定技術者は、管理技術者、建築主任技術者それぞれ別葉に作成すること。 2 建築主任技術者は、複数掲げることができる。なお、評価対象外の技術者については「評価対象者」の文字を二重取消線で消すこと。 3 複数の技術者に「評価対象者」が記載されている場合は、別添「建設コンサルタント業務総合評価方式における評価基準」の評価項目毎に技術評価を行い、算出された複数の技術者の平均点をもって評価するものとする。なお、評価対象者の明記がない場合は、提出されたすべての担当技術者を評価対象として取扱うものとする。 4 保有資格等を記載すること。 5 資格取得の基準となる日は公告日とする。 6 資格等が確認できる認定書の写し等を添付すること。なお、保有資格等の記載がない場合や添付書類で資格等が確認できない場合は、申請した資格を評価しない。 7 同種業務、同種相当業務又は類似業務の経験を記載する場合は、業務内容、業務名、契約金額、発注者、受託者、履行期間、管理技術者、担当技術者の氏名等がわかる書類を添付すること。なお、当該業務の経験については、原則として全工程に従事していたことを要する。 8 添付書類で類似業務であることが確認できない場合は、申請した業務を評価しない。 9 県内又は九州管内での同種業務又は同種相当業務の経験については、⑤同種業務又は同種相当業務の経験の計画地欄により、県内、九州管内の順に評価する。必ず市町村名を明記すること。県内又は九州管内の同種業務の経験であることが確認できない場合は、申請した業務を評価しない。

4 総合評価落札方式に関する技術提案書等の提出書類

記載事項	内容に関する留意事項
技術提案書 (別記様式第3号)	1 技術提案書の提出日を記載すること。 2 住所、商号又は名称及び代表者を記載すること。
業務の実施方針、実施フロー、工程計画表、その他 (別記様式第6-1号)	1 提出は各様式A4縦(横書き)とし、1枚にまとめること。 2 提出された紙面で判読できない部分については評価しない。 3 項目毎の記載範囲は適宜変更することが可能であるが、全てを1枚に記載すること。1枚を超えた記載内容については無効とする。なお、注意事項は削除しても構わない。 4 誤った内容の記載や委託成果の品質確保において明らかに問題がある場合には、そのほかの記載内容が優れていても「C評価」とする。 5 様式違いや枚数超過、別記様式の注意事項に反した場合は「C評価」とする。 6 業務の実施方針については、指定した様式を使用し、文字のサイズは、10ポイントとする。なお、文字サイズが10ポイント未満の記載については、評価対象外とする(図表は、必ずしもこの限りではないが、文字が小さく読み取れないものは、評価対象外とする) 7 ①【実施方針】、②【実施フロー図】、③【工程計画表】、④【その他】について、別添「建設コンサルタント業務総合評価方式における評価基準」の「実施方針、評価テーマについて」の評価内容、評価基準及び配点(評価点数)により、項目毎の記載内容をそれぞれ評価する。 8 各項目のタイトルを明記し、提案する技術提案の内容を項目毎に具体的に記載すること。なお、①【実施方針】、②【実施フロー図】、③【工程計画表】、④【その他】の各項目のタイトルを記載していない場合は、「C評価」とする。 9 ①【実施方針】の欄に、仕様書等により業務の目的、内容、留意事項等を十分理解し、業務実施に最適な業務内容、実施体制等を提案する実施方針を具体的に記載すること。 11 ②【実施フロー図】の欄に、業務実施に最適な実施手順となる業務項目や業務内容を図表形式にして具体的に記載すること。 12 ③【工程計画表】の欄に、業務項目、業務工程等を工程計画表に具体的に記載すること。 13 ④【その他】の欄に、業務実施に有益と考える業務内容や手法、留意点等で重要と考える内容を具体的に記載すること。
評価テーマ (別記様式第6-2号) 『新学部が目指す人材育成に向けての教育研究環境に配慮した建築計画、及び自然環境や周辺地域との調和を図るうえでの施設整備の具体的な配慮事項について』	1 提出は各様式A4縦(横書き)とし、1枚にまとめること。 2 提出された紙面で判読できない部分については評価しない。 3 評価テーマに対する技術提案は、業務で行う業務内容や時期を具体かつ明確に記載すること。なお、曖昧な表現の場合や具体的な記述がない場合は評価しない。 4 項目毎の記載範囲は適宜変更することが可能であるが、全てを1枚に記載すること。1枚を超えた記載内容については無効とする。なお、注意事項は削除しても構わない。 5 誤った内容の記載や委託成果の品質確保において明らかに問題がある場合には、そのほかの記載内容が優れていても「C評価」とする。 6 様式違いや枚数超過、別記様式第6-2号の注意事項に反した場合は「C評価」とする。 7 評価テーマについては、指定した様式を使用し、文字のサイズは10ポイントとする。なお、文字サイズが10ポイント未満の記載については、評価対象外とする(図表は、必ずしもこの限りではないが、文字が小さく読み取れないものは、評価対象外とする) 8 ①【与条件(留意事項)との整合性】、②【着眼点、問題点、解決方法等】、③【利用しようとする技術基準や資料】、④【提案内容を裏付ける類似実績】について、別添「建設コンサルタント業務総合評価方式における評価基準」の「実施方針、評価テーマについて」の評価内容、評価基準及び配点(評価点数)によ

	り、項目毎に記載内容をそれぞれ評価する。 9 各項目のタイトルを明記し、評価テーマに関する技術提案を項目毎に具体的に記し記載すること。①【与条件（留意事項）との整合性】、②【着眼点、問題点、解決方法等】、③【利用しようとする技術基準や資料】、④【提案内容を裏付ける類似実績】の各項目のタイトルを記載していない場合は、「C評価」とする。 10 ①【与条件（留意事項）との整合性】、②【着眼点、問題点、解決方法等】は、与条件（留意事項）への整合や内容の優劣によりの確性を評価する。また、③【利用しようとする技術基準や資料】、④【提案内容を裏付ける類似実績】は、基準や類似実績の有無等により、①や②の技術提案の実現可能性を評価する。 11 ①【与条件（留意事項）との整合性】の欄に、評価テーマについて提案する業務内容を具体的に記載し、その技術提案の仕様書等との整合についても具体的に記載すること。 12 ②【着眼点、問題点、解決方法等】の欄に、評価テーマについて提案する業務内容に関する着眼点、問題点、解決方法等を具体的に記載すること。 13 ③【利用しようとする技術基準や資料】の欄に、評価テーマについて提案する業務内容に関連する技術基準や資料等を具体的に記載すること。なお、技術基準には建築設計業務委託仕様書3業務の実施（2）適用基準等に掲げる技術基準も含んで記載すること。 14 ④【提案内容を裏付ける類似実績】の欄に、評価テーマについて提案する業務内容と類似する過去の自社の業務実績を具体的に記載すること。 （類似実績：自社（共同企業体を含む。）で受託したものに限る。）
--	---

※保存形式は「Microsoft Word2010 形式以下」とし、添付された書式により提出すること。

5 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 提出書類の返却及び公表は、原則として行わないものとする。
- (3) 提出書類の提出後における内容の変更は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、公立大学法人熊本県立大学取引停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 提出書類を入札関係事務以外に提出者に無断で使用しない。

6 低入札価格調査基準価格の設定

- (1) 総合評価落札方式による入札については、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定を準用し、低入札価格調査の対象となる基準価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を設定する。
- (2) 低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後、入札結果とともに速やかに公表する。

7 業務費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載される入札金額と一致した業務費内訳書を添付すること。
- (2) 入札書に業務費内訳書を添付すること。入札書とともに、入札公告に示した入札期間内に持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。
- (3) 提出後の差替えについては、入札公告に示す入札・契約担当部局の承諾を得たうえで、入札公告に示した開札日時に入札公告に示した場所へ持参すること。
- (4) 業務費内訳書の内容は、別添業務内訳書に記載する項目に対応する金額を記載すること。（様式自由）
- (5) 業務費内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施する。
- (6) 業務費内訳書の提出がない場合、又は上記（1）に反する場合は、入札を無効とする。また、上記（4）に反する場合は、軽微な誤記である場合を除き入札を無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 開札後、公立大学法人熊本県立大学契約規程第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者について、2（1）に示す評価値を算出し、得られた評価値の最も高い者

を落札者とする。

- (2) 6 (1) に該当する入札で、低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合においては、落札決定を保留し、熊本県建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要領（令和2年熊本県告示第748号。以下「低入札価格調査実施要領」という。）を準用し調査を行い、調査終了後、落札者を決定し通知する。なお、その際、当該入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

落札者となる者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (3) 上記の評価値が同点の場合には、技術評価点が高いものを落札者とする。

技術評価点も同点の場合には、「実施方針等、評価テーマについて」の評価点が高いものを落札者とするが、「実施方針等、評価テーマについて」の評価点も同点の場合には、「評価テーマ」、「実施方針、実施フロー、工程計画表」、「企業実績」、「管理技術者」、「建築主任技術者」の順に評価点が高いものを落札者とする。

なお、すべての評価点が高点の場合には、入札者にくじを引かせて、落札者を決定する。

- (4) 落札者は、熊本県立大学新学部棟新築工事設計業務委託公募型指名競争入札選定委員会（以下「選定委員会」という。）により決定する。また、その他、不測の事態が生じた場合は、選定委員会の判断により、協議の上決定する。

9 入札結果等の公表

- (1) 入札結果及び総合評価に関する審査結果（評価値及び入札価格）は、落札者の決定後遅滞なく公表するものとし、入札・契約担当部局において閲覧に供するとともに、必要な期間、本学ホームページに掲載する。

- (2) 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内に落札者として選定されなかった理由の説明を書面にて求めることができるものとし、その回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に行うものとする。

10 配置予定技術者（管理技術者、担当技術者）

- (1) 落札者は、別記様式第8号に記載した配置予定技術者を本業務の開始から完了まで配置すること。この技術者は、病休、休職や退職のほか、予測し得ない履行期間延長がある場合等特別な場合を除き、変更を認めない。

やむを得ず技術者を変更する場合は、発注者と協議のうえ、変更前に配置した技術者が得た得点と同等以上の資格と実績があると認められる技術者を配置すること。

11 評価内容の確保

- (1) 実際の業務に関しては、技術提案書に記載した内容を満たす業務を行うものとする。ただし、
(2) 契約後、総合評価落札方式により決定し落札者が提出した資料に関し、虚偽記載等悪質な行為が判明した場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を行うことがある。
(3) 技術提案書に記載した内容については、受託者が実際の業務における業務計画書に反映させ、委託者が確認するものとし、これに伴う設計図書及び委託代金の変更は行わない。

受託者は、実施方針履行チェック表（様式-11）の提案項目、具体的記述に「業務の実施方針、実施フロー図、工程計画表、評価テーマ」において記載した内容を記載し、契約後速やかに技術担当に提出し承認を得ること。委託者はこの実施方針履行チェック表に基づき履行を確認する。

- (4) 落札者が提案書の内容のとおり履行できなかった場合は、価格以外の評価点を再計算し、評価値が変わらないように減額変更できるものとする。ただし、やむを得ない事情による場合は、この限りではない。
(5) 総合評価に関する審査結果を除き、入札者から提出された資料は原則として公表しない。

12 低入札価格調査実施要領に基づく調査を受けた者との契約に係る留意事項

- (1) 契約の保証の額を請負金額の10分の3以上とする。
(2) 前払金の額を請負金額の10分の2以下とする。
(3) 管理技術者は専任（他の管理技術者、照査技術者及び担当技術者等との兼任は不可）で配置しなければならない。なお、配置する管理技術者は、入札公告日又は指名通知日において調査対象者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）にあること。また、届出のあった管理技術者の変更は原則認めない。

- (4) 受注者は、自ら行う照査とは別に、第三者照査を実施させるものとする。この場合において、第三者照査を行う者は、「熊本県建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要領（令和 2 年 9 月 29 日）」で定める第三者照査を行う者の要件を全て満たす者でなければならない。

1.3 その他

- (1) 技術提案については、提案以後の業務において、本学は無償で利用できるものとする。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) この入札説明書に記載する日時、日数、期間については、休日を除き、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (4) 入札参加者は、熊本県競争契約入札心得、熊本県電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準及び熊本県公共工事関係業務委託契約約款を遵守すること。
- (5) 申請書等提出書類に虚偽の記載をした場合その他入札手続において不正又は不誠実な行為を行った場合は、公立大学法人熊本県立大学取引停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (6) 業務費内訳書等を提出する場合は、提出する資料名及び会社名を付して提出すること。

別表「建設コンサルタント業務総合評価方式における評価基準」

業務名：熊本県立大学新学部構新築工事設計業務委託

評価項目		評価の着眼点	評価内容	評価基準	配点	評価点数
実施方針、 実施フロー、 工程計画表 等 (20)	業務理解度	業務理解度	・業務の目的、条件、内容の理解度	・業務の目的、条件、評価テーマの内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。	8	A 8.0 B 4.8 C 0.0
			・業務実施手順を示す実施フローの妥当性	・業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、優れている場合に優位に評価する。	4	A 4.0 B 2.4 C 0.0
			・業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性	・業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。	4	A 4.0 B 2.4 C 0.0
			その他	・有益な提案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。	4	A 4.0 B 2.4 C 0.0
評価テーマ について (48)	評価の着眼点	評価の着眼点	・留意事項（地形、環境、地域特性などの与条件）との整合性	・留意事項（地形、環境、地域特性などの与条件）との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	8	A 8.0 B 4.8 C 0.0
			・着眼点、問題点、解決方法等の記載	・着眼点、問題点、解決方法等の記載がされ、優れている場合に優位に評価する。	8	A 8.0 B 4.8 C 0.0
			・利用しようとする技術基準や資料の明示	・利用しようとする技術基準や資料の明示がされ、優れている場合に優位に評価する。	6	A 6.0 B 3.6 C 0.0
			・提案内容を裏付ける類似実績の明示	・提案内容を裏付ける類似実績などの明示がされ、優れている場合に優位に評価する。	6	A 6.0 B 3.6 C 0.0
企業の実績 (14)	代表者以外の 構成員の 業務実績	代表者以外の 構成員の 業務実績	・同種業務（※1）、同種相当業務（※6）又は類似業務の（※2）の過去10年（※3）の実績	①過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が3件以上 ②過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が2件 ③過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が1件で、類似業務の実績が2件以上 ④過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が1件で、類似業務の実績が1件 ⑤過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が1件で、類似業務の実績なし	10	7.5 5.0 2.5 0.0
			・同種業務（※1）、同種相当業務（※6）又は類似業務の（※2）の過去10年（※3）の実績	①過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が2件以上 ②過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が1件 ③過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が1件で、類似業務の実績が2件以上 ④過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が1件で、類似業務の実績が1件 ⑤過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績なし	4	3.0 2.0 1.0 0.0
			資格	①一般建築士の資格を有する者で、一般建築士資格取得後、実務経験20年以上 ②一般建築士の資格を有する者で、一般建築士資格取得後、実務経験10年以上、20年未満 ③一般建築士の資格を有する者で、一般建築士資格取得後、実務経験10年未満	4	4.0 2.0 0.0
			業務経験	①過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が2件以上 ②過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が1件 ③過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が1件で、類似業務の実績が2件以上 ④過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が1件で、類似業務の実績が1件 ⑤過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績なし	6	4.5 3.0 1.5 0.0
配置技術者の 実績及び能力 (34)	(12)	地域精通度	・熊本県内等での同種業務（※1）又は同種相当業務（※6）の実績	①熊本県内での同種業務又は同種相当業務の実績が1件以上 ②九州管内での同種業務又は同種相当業務の実績が1件以上 ③上記以外	2	2.0 1.0 0.0
			資格	①一般建築士の資格を有する者で、一般建築士資格取得後、実務経験20年以上 ②一般建築士の資格を有する者で、一般建築士資格取得後、実務経験10年以上、20年未満 ③一般建築士の資格を有する者で、一般建築士資格取得後、実務経験10年未満	2	2.0 1.0 0.0
			業務経験	①過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が2件以上 ②過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が1件 ③過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が1件で、類似業務の実績が2件以上 ④過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績が1件で、類似業務の実績が1件 ⑤過去10年以内に同種業務又は同種相当業務の実績なし	4	4.0 3.0 2.0 1.0 0.0
			地域精通度	①熊本県内での同種業務又は同種相当業務の実績が1件以上 ②九州管内での同種業務又は同種相当業務の実績が1件以上 ③上記以外	2	2.0 1.0 0.0
技術評価点＝技術評価の合計点×100/82（技術評価の合計点（82点）を100点に補正）					100	
価格評価点＝（1-入札価格/予定価格）×50（価格点の配点 50点）					50	
評価点＝技術評価点＋価格評価点					150	

※1 同種業務とは、本件（※4）の施設、増築又は拡張に係る設計（建築設計業務を含む）業務で、当該計画の設計対象工事部分の延べ面積が5,000㎡以上の業務とする。（ただし、日本国内の実績に限る。）

※2 類似業務とは、学校等（※5）の新築、増築又は改築に係る設計（建築設計業務を含む）業務で、当該計画の設計対象工事部分の延べ面積が5,000㎡以上の業務とする。（ただし、日本国内の実績に限る。）

※3 過去10年とは、平成27年（2015年）10月1日から令和7年（2025年）9月30日までの間とし、この間に設計が完了した業務を対象とする。

※4 大学とは、学校教育法第1条に規定する大学をいう。

※5 学校等とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び（同法第124条に規定する専修学校を含む）業務で増築又は拡張に係る設計（建築設計業務を含む）業務を対象とする。

※6 同種相当業務とは、半導体関連の研究を含む施設の新築、増築又は改築に係る設計（建築設計業務を含む）業務で、当該計画の設計対象工事部分の延べ面積が5,000㎡以上の業務とする。（ただし、日本国内の実績に限る。）